

令和5年度事業報告

中部地区における貸切バス事業の適正化を推進することにより、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることによって公共の福祉に寄与することを目的とし設立された「一般財団法人中部貸切バス適正化センター」は、平成29年5月25日、道路運送法に基づき、中部運輸局長より旅客自動車運送適正化事業実施機関として指定を受け、平成29年8月1日、一般貸切旅客自動車運送適正化事業を開始しました。

令和4年度に実施した事業は下記のとおりです。

記

1. 貸切バスの輸送の安全を阻害する行為の防止その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導

(1) 巡回指導

運輸局、各県バス協会等と緊密な連携を図り、悪質事業者の国への通報及び事業者の法令遵守状況の継続的な確認を通じて、国の監査機能を補完し業界の自主的改善を促進することにより、貸切バス事業における事故防止を徹底し業界全体の安全意識を向上させることを目的とした巡回指導を実施しました。

令和5年度は、「令和5年度の一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導等の運用方針について」（令和5年7月3日付け国自安第41号、国自旅第92号）の方針のもと、事業区域内に存する貸切バス営業所（国が監査を実施した又は実施する予定の営業所及び令和5年度巡回指導方針で示された「※優良営業所」を除く）に対し実施しました。巡回指導実施数及び結果は下記のとおりです。

(巡回指導実施数)

| 実施月 | 実施営業所数 | 愛知 | 静岡 | 岐阜 | 三重 | 福井 |
|-----|---------|-----|--------|----|----|----|
| 4月 | 21(4) | 10 | 4(4) | 0 | 3 | 4 |
| 5月 | 36(10) | 15 | 10(10) | 5 | 3 | 3 |
| 6月 | 35(12) | 12 | 14(12) | 2 | 3 | 4 |
| 7月 | 28(6) | 10 | 8(6) | 3 | 0 | 7 |
| 8月 | 30(9) | 11 | 11(9) | 3 | 3 | 2 |
| 9月 | 23(3) | 9 | 3(3) | 6 | 5 | 0 |
| 10月 | 29(4) | 14 | 4(4) | 7 | 1 | 3 |
| 11月 | 31(7) | 11 | 7(7) | 4 | 3 | 6 |
| 12月 | 27(0) | 11 | 0(0) | 4 | 3 | 9 |
| 1月 | 16(0) | 8 | 4(0) | 2 | 2 | 0 |
| 2月 | 14(0) | 4 | 0(0) | 5 | 2 | 3 |
| 3月 | 12(0) | 3 | 0(0) | 5 | 1 | 3 |
| 計 | 302(55) | 118 | 65(55) | 46 | 29 | 44 |

()内は静岡県バス協会委託分内数

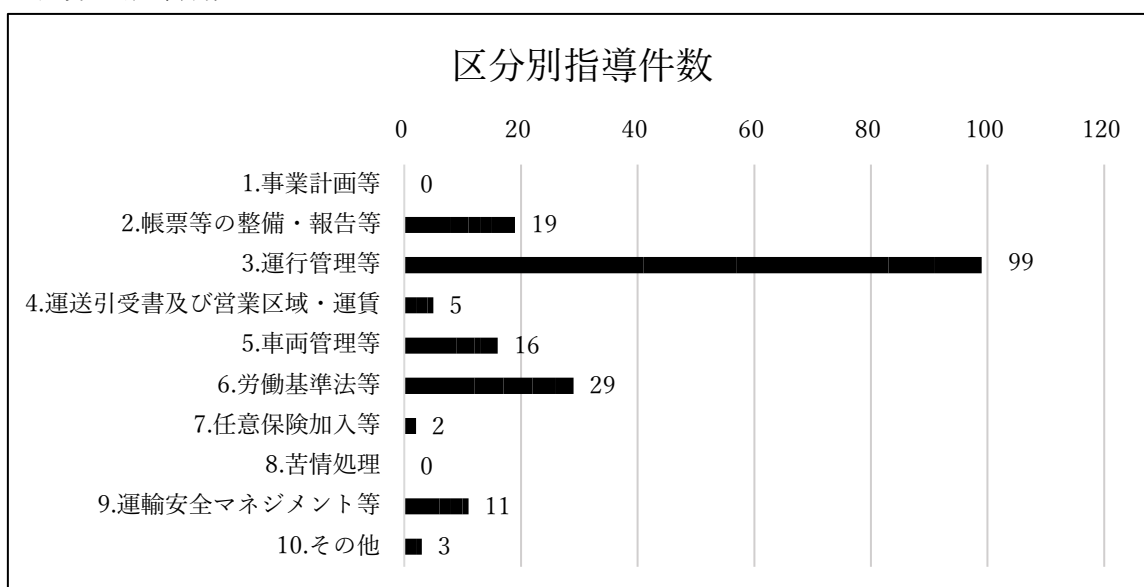
※優良営業所とは、安全性評価認定による3ツ星の評価認定を受けている事業者で、令和3年度及び令和4年度の2回の巡回において「否」の判定が1つもない営業所

(巡回指導結果)

■巡回指導実施営業所数（指導有営業所数のカッコは巡回営業所比）

| | 営業所数 | 指導有 | 改善済 |
|----|------|----------|-----------|
| 愛知 | 118 | 36 (31%) | 36 (100%) |
| 静岡 | 65 | 18 (28%) | 18 (100%) |
| 岐阜 | 46 | 17 (37%) | 17 (100%) |
| 三重 | 29 | 9 (31%) | 9 (100%) |
| 福井 | 44 | 12 (27%) | 12 (100%) |
| 計 | 302 | 92 (30%) | 92 (100%) |

■区分別指導件数



■区分別指導件数（県別・全体）

| 区分 | 愛知 | 静岡 | 岐阜 | 三重 | 福井 | 計 |
|-------------------|----|----|----|----|----|-----|
| 1. 事業計画等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 帳票等の整備・報告等 | 8 | 3 | 2 | 2 | 4 | 19 |
| 3. 運行管理等 | 41 | 16 | 26 | 8 | 8 | 99 |
| 4. 運送引受書及び営業区域・運賃 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 5 |
| 5. 車両管理等 | 9 | 3 | 0 | 1 | 3 | 16 |
| 6. 労働基準法等 | 12 | 5 | 5 | 4 | 3 | 29 |
| 7. 任意保険加入等 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 8. 苦情処理 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 9. 運輸安全マネジメント等 | 6 | 2 | 2 | 0 | 1 | 11 |
| 10. その他 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 |
| 計 | 80 | 31 | 36 | 15 | 22 | 184 |

■運行管理等指導項目別件数



■運行管理等指導項目別件数（県別）

| 項目 | 愛知 | 静岡 | 岐阜 | 三重 | 福井 | 計 |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|
| ①運行管理規程 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| ②運行管理者の選任、届出 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| ③運行管理者補助者の選任、届出 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| ④運行管理者講習の受講 | 5 | 0 | 4 | 1 | 0 | 10 |
| ⑤運転者の選任 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑥運転者の勤務時間・乗務時間 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑦点呼の実施及び記録、保存 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | 5 |
| ⑧アルコール検知器の使用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑨乗務の記録、保存 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| ⑩運行記録計による記録、保存 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| ⑪運行指示書の作成、指示、携行、保存 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| ⑫特定の運転者に対する適性診断 | 5 | 0 | 4 | 1 | 1 | 11 |
| ⑬特定の運転者に対する特別な指導 | 14 | 8 | 6 | 3 | 3 | 34 |
| ⑭運転者の指導監督の実施、記録、保存 | 7 | 3 | 5 | 0 | 4 | 19 |
| ⑮乗務員の服務規程の制定 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 5 |
| 計 | 41 | 16 | 26 | 8 | 8 | 99 |

■主な指導項目

| 項 目 (区 分) | 件数 |
|----------------------------------|----|
| ⑬特定の運転者に対する特別な指導 (3. 運行管理等) | 34 |
| ③所定の健康診断の受診、結果の記録・保存 (6. 労働基準法等) | 25 |
| ⑭運転者に対する指導監督の実施、記録、保存 (3. 運行管理等) | 19 |
| ③乗務員台帳の適正な作成、保存 (2. 帳票等の整備・報告等) | 12 |
| ⑫特定の運転者に対する適性診断 (3. 運行管理等) | 11 |
| ③安全情報の公表及び国への報告 (9. 運輸安全マネジメント等) | 11 |

■運行管理等指導項目別件数上位3項目指導事項 (内容)

| 項目 | 指導事項 (内容) |
|-----------------------------|---|
| ⑬特定の運転者に対する特別な指導 (34件) | <ul style="list-style-type: none"> ・特定の運転者に対する特別な指導の未実施または不備 (27件) ・初任運転者に対する実技指導の20時間のドライブレコーダー映像記録がない (6件) ・準初任運転者に対する特別な指導の未実施 (1件) |
| ⑭運転者に対する指導監督の実施、記録、保存 (19件) | <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画がなく未実施 (10件) ・指針項目に沿っていない (6件) ・実施記録の不備 (3件) |
| ⑫特定の運転者に対する適性診断 (11件) | <ul style="list-style-type: none"> ・未受診者がいた (9件) ・受診記録の確認が出来なかった (2件) |

(2) メールによる情報提供

希望する事業者に対して、行政等からの情報や巡回で特に指摘が多く注意を頂きたい項目等を19回情報提供しました。

(3) 事業者講習会

中部運輸局主催の貸切バス事業者講習会に参加し、4年度の巡回実施結果を説明するとともに、特に指摘事項の多い項目に関して注意喚起を行いました。

2. 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営む行為の防止を図るための啓発活動

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、行われませんでした。

3. 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動

愛知県バス協会が主催する月1回の名古屋駅貸切バスベイでの啓発活動に参加し、交通ルール順守の周知及びバスベイの美化活動等に努めました。

4. 貸切バス事業の用に供する自動車の運転者の育成を図るための研修

運転者を指導する立場である指導者の育成及び資質の向上を図るため、1月24日にオンラインで開催しました。

○会議

(1) 評議員会

【第1回評議員会】

令和5年6月6日（Zoom会議）

議題 令和4年度事業報告について

令和4年度収支決算報告（案）について

理事の選任（案）について

評議員の選任（案）について

【第2回評議員会】

令和6年3月11日（Zoom会議）

議題 令和6年度事業計画（案）、収支予算（案）について

令和6年度負担金の額及び徴収方法（案）について

(2) 理事会

【第1回理事会】

令和5年5月25日（Zoom会議）

議題 令和4年度事業報告（案）について

令和4年度収支決算報告（案）について

【第2回理事会】

令和6年2月29日（Zoom会議）

議題 令和6年度事業計画（案）、収支予算（案）について

令和6年度負担金の額及び徴収方法（案）について

(3) 適正化事業諮問委員会

【令和5年度適正化事業諮問委員会】

令和6年3月5日

議題 令和6年度事業計画（案）、収支予算（案）について

令和6年度負担金の額及び徴収方法（案）について

(4) 通報会議（運輸局との連絡会議）

月1回中部運輸局において、自動車交通部旅客第一課・自動車監査官及び自動車技術安全部保安環境課と適正化センターとの間で開催し、巡回指導の計画及び結果、巡回時の課題、事業者情報等について情報交換及び意見交換を行いました。

(5) 全国貸切バス適正化機関連絡会議（Web開催）

本省主催で令和5年12月6日に行われた会議に出席し、負担金制度の見直し、事業者負担の軽減要望を行いました。